

北名古屋市国際交流協会 草の根交流海外派遣事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 13 日 制定（第 1 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、草の根の国際交流を促進し、地域の国際化につなぐため、北名古屋市民のグループ等（以下「グループ等」という。）が行う海外での草の根交流事業について、北名古屋市国際交流協会（以下「協会」という。）が、その経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助金）

第 2 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、グループ等が行う海外での草の根交流事業であって、同時に次の目的を達成しようとするものでなければならない。

- （1）草の根交流の振興に資すること
- （2）コミュニティ活動の振興に資すること
- （3）その他前各号以外の地域の活性化に資すること

2 補助対象事業の実施に必要な経費のうち、協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の一部について補助金を交付するものとする。

3 前項の補助対象経費は、一人当たり、50,000 円を限度とし、予算の範囲内で、グループ等に補助金を交付する。

（渡航先国等）

第 3 条 この補助金の対象となる渡航国等は、アジア太平洋諸国等とする。

（グループ等資格）

第 4 条 この補助金の対象となるグループ等は次のとおりとする。

- （1）市内在住または在勤の方、もしくは協会会員で、18 歳以上の方のグループ
- （2）草の根交流の意義を理解し、協会活動に支援できる方のグループ
- （3）協会が主催する市民報告会で交流体験を報告できるグループ
- （4）グループは 2 人以上とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 前条の補助金の交付を受けようとするグループ等（以下「補助対象グループ等」という。）は、毎年度協会が指定する日まで（協会が特に認める場合を除く。）に、草の根交流海外派遣事業補助金交付申請書(様式第 1)に次の書類を添えて、協会に申請しなければならない。

- （1）草の根交流海外派遣事業計画書(様式第 2)
- （2）草の根交流海外派遣事業収支予算書(様式第 3)
- （3）グループ等の活動目的及び活動内容を明らかにする書類

(4) 3号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

2 営利を目的とするグループ等は、前条の補助金の交付を申請することができない。

(補助金の交付決定)

第6条 協会は、前条に規定する補助金の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、草の根交流海外派遣事業補助金交付決定通知書(様式第4。以下「決定通知書」という。))により、補助対象グループ等に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条により補助金の交付決定を受けた補助対象グループ等(以下「補助グループ等」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容の変更(中止又は廃止をふくむ。以下同じ)をする場合又は変更があった場合には、草の根交流海外派遣事業変更承認申請書(様式第5)又は草の根交流海外派遣業中止(廃止)承認申請書(様式第6)により、直ちに協会に報告し、承認を受けなければならない。

(事業内容の変更による決定の取消し等)

第8条 協会は、第4条の補助金交付決定通知をした場合であっても、第5条の変更が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 補助グループ等は、補助事業が完了したときは、完了の日(第4条に定める通知前に事業が完了したときは、同条の通知のあった日)から起算して30日を経過した日又は年度末日のいずれか早い日までに、草の根交流海外派遣事業実績報告書(様式第7)に次の書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(1) 草の根交流海外派遣事業収支決算書(様式第8)

(2) 経費の支払いを証明する領収書等の写し

(3) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真及び活動実績を明らかにする資料

(4) 計画策定又は資料作成事業にあつては、その成果品

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(補助金の額の確定及び交付並びに概算払い)

第10条 協会は、補助事業が完了したことにより交付すべき補助金の額を確定したときは、草の根交流海外派遣事業補助金交付確定通知書(様式第9)により、補助グループ等に通知し、補助金を支払うものとする。

2 協会は、補助グループ等の申し出があつた場合、補助金の一部を草の根交流海外派遣事業補助金概算払い請求書(様式第10)により、概算払いにすることができる。

(補助金の返還)

第11条 協会は、補助グループ等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を草の根交流海外派遣事業補助金返還命令通知書(様式第11)により、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 補助金の交付申請等の手続について、虚偽の申告、不正の事実があったとき。
- (2) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき。
- (4) 事業の実施について、補助金の交付決定の内容に違反していると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められるとき。

(帳簿等の調査)

第12条 協会は、補助事業に関し必要があると認めるときは、帳簿その他の書類を調査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月13日から施行する。

様式第1(第5条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

【補助対象グループ等】

(名称)

(所在地)

(代表者の氏名)

(代表者の住所)

(代表者の電話番号)

草の根交流海外派遣事業補助金交付申請書

年度において、草の根交流海外派遣事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称 草の根交流海外派遣事業補助金
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 草の根交流海外派遣事業計画書(様式第2)
 - (2) 草の根交流海外派遣事業収支予算書(様式第3)
 - (3) その他参考資料

様式第 2(第5条関係)

草の根交流海外派遣事業計画書

グループ等の名称		
名簿	<u>氏名</u>	<u>住所</u>
渡航国等		
草の根交流 内容等		
実施期間		
総事業費		
概算払い	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
その他 特記事項		

様式第3(第5条関係)

草の根交流海外派遣事業収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内 訳
自己資金		
協会補助金		
計		

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内 訳
渡航費		
交流費(補助対象経費)		
計 (補助対象経費小計)	()	

様式第 4(第6条関係)

第 号
年 月 日

(補助グループ等の名称)

(代表者の氏名)

様

北名古屋市国際交流協会

印

草の根交流海外派遣事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度草の根交流海外派遣事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業名 北名古屋市国際交流協会草の根交流海外派遣事業補助金
- 2 補助対象経費(交流に要する経費) 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助条件

ア 本補助金は、目的以外のものに使用してはならない。

イ 事業の遂行に当たっては、北名古屋市国際交流協会草の根交流海外派遣事業補助金交付要綱に従わなければならない。

ウ 北名古屋市国際交流協会の指示又は通達を遵守しなければならない。

エ 協会が開催する市民報告会で交流体験を報告しなければならない。

オ 本補助金は概算払いができるので請求書を提出してください。

区 分	時 期	支 払 額
概算払い	交付決定後	円
清算払い	事業終了後	円

様式第5(第7条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助グループ等の名称)

(代表者の氏名)

草の根交流海外派遣事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、下記の事由により変更したいので申請します。

記

1 補助事業名 草の根交流海外派遣事業補助金

2 変更内容

変更前	変更後

様式第6(第7条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助グループ等の名称)

(代表者の氏名)

草の根交流海外派遣事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、次の事由により中止(廃止)したいので申請します。

- 1 補助事業名
- 2 中止(廃止)の理由

北名古屋市国際交流協会 様

(補助グループ等の名称)

(代表者の氏名)

草の根交流海外派遣事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業が完了しましたので、次のとおり報告します。なお、補助金は、下記金融機関の口座に振り込んでください。

1 事業実施状況

事業名	草の根交流海外派遣事業補助金
補助グループ等の名称	
実施期間	
渡航国等	
補助金交付決定額	
概算払金額	
精算払金額	

2 補助金振込口座等

金融機関名		本・支店名	
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第 8(第9条関係)

草の根交流海外派遣事業収支決算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
自己資金			
交流協会補助金			
計			

支出の部

(単位:円)

支出の部	予算額	決算額	内 訳
渡航費			
交流費 (補助対象経費)			
計 (補助対象経費小計)	()	()	

様式第9(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

北名古屋市国際交流協会 印

草の根交流海外派遣事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき 年 月 日
付け 第 号で交付決定した補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。
なお、補助金の清算額は、下記金融機関口座に 月 日までに振り込みます。

1 事業名 草の根交流海外派遣事業補助金

2 補助金確定額

補助金交付決定額	概算払い額	補助金交付確定額	精算払い額
円	円	円	円

3 補助金振込口座

金融機関名		本・支店名	
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第10(第10条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助グループ等の名称)

(代表者の氏名)

草の根交流海外派遣事業補助金概算払い請求について

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業の準備のため、概算払いをお願いいたします。

なお、補助金は、下記金融機関の口座に振り込んでください。

1 事業実施状況

事業名	草の根交流海外派遣事業補助金
補助グループ等の名称	
実施期間	
渡航国等	
補助金交付決定額	
概算払額	
精算払額	

2 補助金振込口座等

金融機関名		本・支店名	
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第11（第11条関係）

第 号
年 月 日

（補助グループ等の名称）
（代表者の氏名） 様

北名古屋市国際交流協会 印

草の根交流海外派遣事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知をした国際交流事業補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 補助事業名 草の根交流海外派遣事業補助金

2 返還を命ずる理由

3 返還金額

交付金額	返還金額

4 返還期日 年 月 日まで

5 返還方法